

○岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金交付要綱

平成26年6月24日要綱第30号

改正

令和元年6月1日要綱第53号

令和2年4月1日要綱第43号

令和3年6月1日要綱第32号

令和7年4月1日要綱第40号

令和7年9月1日要綱第94号

岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の老朽危険空き家の除却に要する費用に対し、予算の範囲内において岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「老朽危険空き家」とは、次の各号のいずれにも該当する建築物をいう。

- (1) 人の居住の用に供する建築物又は主として人の居住の用に供する部分からなる建築物（損壊等により現に居住の用に供することが困難であるものを含む。）であって、居住がなされていないことが常態であるもの
- (2) 木造又は軽量鉄骨造であるもの
- (3) 別表第1の建築物の不良度・危険度の測定基準表に掲げる評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算した評点（以下「不良度・危険度評点」という。）が100以上であるもの
- (4) 別表第2の周囲への影響度の判定基準表に掲げる判定区分のいずれかに該当するもの
- (5) 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 国、地方公共団体又は法人が所有するもの
 - イ 公共事業等による補償の対象となっているもの
 - ウ 所有権以外の権利が設定されているもの

2 この要綱において「解体工事業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者で、市内に本店、支店、営業所等を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 老朽危険空き家の登記簿に所有者として登記されている者（当該老朽危険空き家が未登記の場合にあっては、家屋補充課税台帳に所有者として登録されている者）又

はその相続人

- (2) 岩国市の市税を滞納していない者
 - (3) 岩国市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者
 - (4) 老朽危険空き家の所有者とその敷地の所有者が異なる場合にあっては、当該老朽危険空き家の除却について、その敷地の所有者の同意を得ている者
 - (5) 老朽危険空き家に複数の共有者（相続人を含む。以下同じ。）がいる場合にあっては、当該老朽危険空き家の除却について他の共有者から異議があつた場合に責任を持って解決することを確約できる者
 - (6) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第2項の規定による勧告を受けていない者
- (補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が発注する老朽危険空き家の除却工事で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 解体工事業者に請け負わせるもの
 - (2) 当該老朽危険空き家の敷地を更地にするもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は、補助事業としない。
- (1) 当該老朽危険空き家に附属する地下埋設物の除却工事
 - (2) 補助金の交付決定前に着手した工事
 - (3) 他の補助制度を利用して補助を受ける部分の工事
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める工事
- (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助事業に要する費用に3分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。
- 3 同一の補助対象者への補助金の交付は、1会計年度につき1回限りとする。
- (認定申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、第2条第1項各号に掲げる老朽危険空き家の要件について、市長の認定を受けるものとする。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、補助対象老朽危険空き家認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
- (1) 当該認定を受けようとする建築物の位置図
 - (2) 当該認定を受けようとする建築物の外観写真
 - (3) 老朽危険空き家の所有者であることが確認できる書類（登記事項証明書、固定資産評価証明書等）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 認定申請者は、前項に規定する申請手続その他の補助金の交付に係る手続を他の者に委任することができる。この場合において、認定申請者は、委任状（様式第2号）を市

長に提出するものとする。

- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、現地調査を行うものとする。
- 5 市長は、前項の規定による審査及び現地調査の結果、老朽危険空き家と認定したときは認定申請者に対し補助対象老朽危険空き家認定通知書（様式第3号）により通知し、老朽危険空き家と認定しなかったときは認定申請者に対し補助対象老朽危険空き家不認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（交付申請）

第7条 前条の規定により老朽危険空き家との認定を受けた者で、補助金の交付を受けようとするもの（以下「補助申請者」という。）は、補助事業に着手する日の14日前までに、補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助事業実施計画書（様式第6号）
- (2) 補助対象老朽危険空き家認定通知書の写し
- (3) 補助事業に係る解体工事業者の見積書（内訳明細の付いたものに限る。）
- (4) 補助事業を施工する解体工事業者の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可書の写し又は解体工事業の登録がされていることを証明できる書類
- (5) 岩国市の市税の滞納がないことを証する書類
- (6) 老朽危険空き家の所有者とその敷地の所有者が異なる場合にあっては、補助金交付申請に係る同意書（様式第7号）
- (7) 老朽危険空き家に複数の共有者がいる場合にあっては、補助金交付申請に係る確約書（様式第8号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請（以下「交付申請」という。）があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、補助金を交付することの決定（以下「交付決定」という。）をするときは、市長は、不良度・危険度評点の高い老朽危険空き家から、優先して交付決定ができる。
- 3 市長は、交付決定をしたときは補助申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第9号）により通知し、補助金を交付しないことの決定をしたときは補助申請者に対し補助金不交付決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。
- 4 市長は、交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。

（補助事業の内容の変更）

第9条 交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく、補助事業変更承認申請書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、市長の承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業実施変更計画書（様式第12号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認することの決定をしたときは補助事業者に対し補助事業変更承認通知書（様式第13号）により通知し、承認しないことの決定をしたときは補助事業者に対し補助事業変更不承認通知書（様式第14号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認（以下「変更承認」という。）に際して、必要な条件を付すことができる。

（補助事業の中止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、遅滞なく、補助事業中止届出書（様式第15号）を市長に提出するものとする。

（交付申請の取下げ）

第11条 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、遅滞なく、補助金交付申請取下届出書（様式第16号）を市長に提出するものとする。

（補助事業完了届）

第12条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定の日が属する会計年度の3月20日のいずれか早い日までに、補助事業完了届出書（様式第17号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（1）補助事業実績報告書（様式第18号）

（2）補助事業に係る工事請負契約書の写し又は請書の写し

（3）補助事業に係る解体工事業者の請求書（補助事業の着手後に金額の変更があった場合にあっては、内訳明細の付いたものに限る。）の写し

（4）補助事業に係る解体工事業者の領収書の写し

（5）廃棄物に関する処分証明書等の写し

（6）補助事業の完了を確認できる写真

（7）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による届出があったときは、その内容を検査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検査及び必要に応じて行う現地調査の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及び交付決定の際に付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、補助金交付確定通知書（様式第19号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 前条第2項の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに、補助金交付請求書（様式第20号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定又は交付決定若しくは変更承認の際に付した条件に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付又は交付決定を受けたとき。
 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

2 前項の規定は、第13条第2項の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助事業者に対し、補助金交付取消通知書（様式第21号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（様式第22号）により、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（令和元年6月1日要綱第53号）

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日要綱第43号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月1日要綱第32号）

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日要綱第40号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月1日要綱第94号）

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

建築物の不良度・危険度の測定基準表

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
1 構造一般 の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎 が玉石であるもの	10	45
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎 がないもの	20	
	(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2 構造の腐 朽又は破 損の程度	(1) 基 礎、土 台、柱又 ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は 柱が腐朽し、又は破損しているもの 等小修理を要するもの	25	100
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の 傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、 又は破損しているもの、土台又は柱	50	

			の数か所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの		
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
(2) 外壁			ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	(3) 屋根		ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15	
3 防火上又は避難上の構造の程度			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
	(1) 外壁		ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	
4 排水設備	雨水		イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	30
			(2) 屋根 屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
備考	一つの評定項目につき該当評定内容が複数ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。				

別表第2（第2条関係）

周囲への影響度の判定基準表

判定区分	判定内容	該当の有無
1 隣地への影響	(1) 建築物から隣地境界線までの水平距離が当該建築物の高さ以内であること。	有・無
	(2) 隣地が建築物の最も高い部分より低い位置にあること。	有・無
	(3) 隣地に現に使用されている建築物が存在していること、又は隣地が多数の人に利用されていること。	有・無
2 道路への影響	(1) 建築物から道路境界線までの水平距離が当該建築物の高さ以内であること。	有・無
	(2) 隣接する道路が建築物の最も高い部分より低	有・無

	い位置にあること。	
3 河川（水路を含む。以下同じ。）への影響	(1) 建築物から河川境界線までの水平距離が当該建築物の高さ以内であること。	有・無
	(2) 隣接する河川が雨水排水の受け皿となっている等、河川としての機能を有していること。	有・無
備考 判定区分における判定内容のいずれにも該当する場合に、当該判定区分に該当するものと判定する。		

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

(宛先)

岩国市長 様

申請者 住所

氏名

(電話番号)

補助対象老朽危険空き家認定申請書

補助対象老朽危険空き家の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、市が申請に係る建築物及びその敷地への立入調査を実施することを承諾するとともに、調査時には立会します。

の申請場合 申請者が相続人	申請建築物の所有者	
	申請建築物の所有者との続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 () <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他
申請建築物の所在地	岩国市	
敷地の地名地番	岩国市	
申請建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造	
除却工事実施予定期	年　月	
添付資料	(1) 申請建築物の位置図 (2) 申請建築物の外観写真（2面以上） (3) 所有者確認書類（下記のいずれか） <input type="checkbox"/> 固定資産税納税通知書 <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（全部事項証明書） ※ 申請者が相続人の場合、所有者の死亡及び申請者が相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本等） (4) その他（平面図があれば添付してください。）	

様式第2号（第6条関係）

委任状

私は、私が所有する次の建築物に係る岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金について、その交付に係る一切の手続を次の者に委任します。

建築物の所在地 岩国市

敷地の地名地番 岩国市

受任者の住所 _____

受任者の氏名 _____

受任者の連絡先 自宅・勤務先・携帯 電話番号 _____
(該当するものを○で囲む。)

年 月 日

委任者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

岩国市長

印

補助対象老朽危険空き家認定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助対象老朽危険空き家の認定については、審査の結果、補助対象老朽危険空き家の要件を備えていることを認定したので、通知します。

申請建築物の所在地

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

岩国市長

印

補助対象老朽危険空き家不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助対象老朽危険空き家の認定については、審査の結果、補助対象老朽危険空き家の要件を備えていませんでしたので、通知します。

申請建築物の所在地

様式第5号（第7条関係）

年　月　日

（宛先）

岩国市長 様

申請者 住所

氏名

（電話番号）

補助金交付申請書

岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

また、次の誓約事項に相違ないことを誓約するとともに、その確認のため岩国市が必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

1 補 助 金 交 付 申 請 額	円
2 事業の実施場所 (老朽危険空き 家の所在地)	岩国市
3 添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">[1] 補助事業実施計画書（様式第6号）[2] 補助対象老朽危険空き家認定通知書の写し[3] 補助事業に係る解体工事業者の見積書 (内訳明細の付いたもの)[4] 解体工事業者の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可書の写し又は解体工事業の登録がされていることを証明できる書類[5] 岩国市の市税の滞納がないことの証明書（完納証明書等）[6] 相手方登録申請書 【既に相手方登録がされている場合は不要】[7] 預金通帳の写し (銀行名・支店名・種別・口座番号・口座名義人名・ フリガナが確認できるページ)[8] 補助金交付申請に係る同意書（様式第7号） 【必要な場合のみ】[9] 補助金交付申請に係る確約書（様式第8号） 【必要な場合のみ】

誓約事項

- 1 私は、岩国市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する暴力団員ではありません。
- 2 私は、岩国市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

様式第6号（第7条関係）

年　月　日

（宛先）

岩国市長 様

申請者 住所

氏名

（電話番号）

補助事業実施計画書

事業の実施場所 (老朽危険空き家の所在地)		岩国市			
老朽危険空き家の概要		用 途		構 造	
		階 数		床面積	平方メートル
解体工事業者	名 称	(個人事業者の場合は、名称及び代表者の氏名)			
	住 所				
	許可番号 (登録番号)	建設業許可 の場合	<input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 知事 (-) 号 (工事業)		
		解体工事業 登録の場合	解体工事業登録 知事 号		
対象経費 (除却工事費)	円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)				
事業の実施予定期間 (除却工事の工期)	着工日	年 月 日	完了日	年 月 日	

様式第7号（第7条関係）

補助金交付申請に係る同意書

私は、岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金の交付申請に当たり、次の私の所有地に存する老朽危険空き家を、その所有者である_____が除却することについて同意します。

なお、その老朽危険空き家を除却することにより、次の私の所有地に係る固定資産税が増える場合があることは承知しています。

所有地の地名地番

(除却しようとする老朽危険空き家の敷地の地名地番)

岩国市_____

年　月　日

同意者　住所_____

氏名_____ 印_____

電話番号_____

様式第8号（第7条関係）

年　月　日

（宛先）

岩国市長 様

申請者 住所

氏名

（電話番号）

補助金交付申請に係る確約書

私は、次の老朽危険空き家に係る岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金について、他の（共有者・相続人）を代表して交付申請、受領等一切についての手続を行います。万が一、（共有・相続）関係者から異議があった場合には、私が責任を持って解決することを確約します。

老朽危険空き家の所在地 岩国市

敷地の地名地番 岩国市

様

岩国市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金の交付については、審査の結果、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

- [1] この補助金は、この事業に要する経費以外に使用することができない。
- [2] この事業の内容等を変更しようとするときは、遅滞なく、補助事業変更承認申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。
- [3] この事業を中止しようとするときは、遅滞なく、補助事業中止届出書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。
- [4] 交付申請を取り下げようとするときは、遅滞なく、補助金交付申請取下届出書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。
- [5] この事業が完了したときは、この事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定の日が属する会計年度の3月20日のいずれか早い日までに、補助事業完了届出書（様式第17号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- [6] 市長がこの事業の実施状況、収支状況等を調査するため、帳簿、書類等の提出を求めたときは、これを拒むことができない。
- [7] 次のいずれかに該当するときは、市長は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、その取消しに係る部分に関し既にこの補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずるものとする。
 - ア 岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金交付要綱の規定又は上記の各条件に違反したとき。
 - イ 偽りその他不正の手段によりこの補助金の交付又は交付決定を受けたとき。
 - ウ その他市長がこの補助金の交付を不適当と認めたとき。

様式第10号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

岩国市長

印

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金の交付については、審査の結果、次の理由により交付しないことに決定したので、通知します。

不交付とする理由

様式第11号（第9条関係）

年　月　日

（宛先）

岩国市長 様

申請者 住所

氏名

（電話番号）

補助事業変更承認申請書

年　月　日付け

第　　号をもって交付決定の通知のあつ

た岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金に係る補助事業の内容を変更したいので、
次のとおり申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

[1] 補助事業実施変更計画書（様式第12号）

変更後の解体工事業者の見積書（内訳明細の付いたもの）

解体工事業者の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可書の写し又は解
体工事業の登録がされていることを証明できる書類

その他（ ）

様式第12号（第9条関係）

年　月　日

(宛先)

岩国市長様

申請者 住所

氏名

(電話番号)

補助事業実施変更計画書

交付決定日・番号	年　月　日	第　号
当初交付決定額	円	

※変更しようとする事項のみ記入してください。

補助対象経費 (除却工事費)	円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)		
交付申請額	円		
名称	(個人事業者の場合は、名称及び代表者の氏名)		
住所			
解体工事業者	建設業許可 の場合	<input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 知事 (-) 号 () 工事業)	
	解体工事業 登録の場合	解体工事業登録 知事 号	
補助事業の実施予定期間 (除却工事の工期)	着工日	年　月　日	完了日
		年　月　日	

様式第13号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

岩国市長

印

補助事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金に係る補助事業の内容の変更については、審査の結果、次のとおり承認することに決定したので、通知します。

1 変更承認事項

2 承認条件

様式第14号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

岩国市長

印

補助事業変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金に係る補助事業の内容の変更については、審査の結果、次のとおり承認しないことに決定したので、通知します。

不承認とする理由

様式第15号（第10条関係）

年　月　日

（宛先）

岩国市長 様

届出者 住所

氏名

（電話番号）

補助事業中止届出書

年　月　日付け

第　　号をもって交付決定の通知のあつ

た岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金に係る補助事業を中止したいので、次のとおり届け出ます。

なお、提出した書類については、返却を求めません。

1 中止の理由

2 中止予定日

年　月　日

様式第16号（第11条関係）

年　月　日

（宛先）

岩国市長 様

届出者 住所

氏名

（電話番号）

補助金交付申請取下届出書

年　月　日付け

第　　号をもって交付決定の通知のあった

岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金について、交付申請を取り下げたいので、次のとおり届け出ます。

なお、提出した書類については、返却を求めません。

取下げの理由

様式第17号（第12条関係）

年　月　日

（宛先）

岩国市長 様

届出者 住所

氏名

（電話番号）

補助事業完了届出書

年　月　日付け

第 号をもって交付決定の通知のあ

った岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金について、補助事業が完了したので、次のとおり届け出ます。

1 補助事業の実施場所 岩国市

（老朽危険空き家の所在地）

2 補助対象経費（別添請求書のとおり）

円

3 補助事業の実施期間（除却工事の工期）

着工日 年　月　日

完了日 年　月　日

4 添付書類

- [1] 補助事業実績報告書（様式第18号）
- [2] 補助事業（除却工事）に係る工事請負契約書の写し又は請書の写し
- [3] 補助事業（除却工事）に係る解体工事業者の請求書（補助事業の着手後に金額の変更があった場合にあっては、内訳明細の付いたもの）の写し
- [4] 補助事業（除却工事）に係る解体工事業者の領収書の写し
- [5] 廃棄物に関する処分証明書（マニフェスト伝票）等の写し
- [6] 補助事業の完了を確認できる写真
- [7] その他（ ）

様式第18号（第12条関係）

年　月　日

(宛先)

岩国市長 様

報告者 住所

氏名

(電話番号)

補助事業実績報告書

解 体 工 事 業 者	名 称	(個人事業者の場合は、名称及び代表者の氏名)		
	住 所			
	許可番号 (登録番号)	建設業許可 の場合	<input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 知事 (-) 号 () 工事業)	
		解体工事業 登録の場合	解体工事業登録 号	知事
収 集 ・ 運 搬 業 者	名 称			
	住 所			
	許可番号			
処 分 業 者 ・ 処 分 施 設	名 称			
	住 所			
	許可番号			
添付書類	1 収集・運搬業者の許可書の写し 2 処分業者・処分施設の許可書の写し			

様式第19号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

岩国市長

印

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金の交付については、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

交付確定額 金 円

様式第20号（第14条関係）

年　月　日

（宛先）

岩国市長 様

請求者 住所

氏名

（電話番号）

補助金交付請求書

年　月　日付け 第 号をもって交付確定の通知のあつた岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金について、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名		銀行・金庫 農協				店舗名		本店・支店 本所・支所 出張所							
預金種目		1 普通 2 当座 3 その他 ()				口座番号									
口座 名義	カナ														
	漢字														

※相手方登録申請書（補助金交付申請書（様式第5号）の添付書類）に記入された口座に限ります。

様式第21号（第15条関係）

第
年
月
日
号

様

岩国市長

印

補助金交付取消通知書

年　月　日付け　　第　　号をもって交付決定
の通知をした岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金について、次のとおり交付決定
の（全部・一部）を取り消したので、通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付取消額 金 円

3 取消後の額 金 円

4 取消理由

様式第22号（第16条関係）

第
年
月
日

様

岩国市長

印

補助金返還命令書

年　　月　　日付け 第　　号をもって交付決定
の通知をした岩国市老朽危険空き家除却促進事業費補助金について、次のとおり補助金の
返還を命じます。

1　返還金額　　金　　円

2　返還期限　　年　　月　　日（　　）